

広瀬川浄化センター外8箇所  
運転管理業務委託

特　記　仕　様　書

仙台市建設局下水道管理部

設備管理センター

# 第1章 一般事項

## 1. 業務委託名

広瀬川浄化センター外8箇所運転管理業務委託

## 2. 目的

本業務は、本仕様書に基づいて広瀬川浄化センター及び定義浄化センターの運転管理業務（保守点検、運転操作監視、水質試験、事務、その他）並びに中継ポンプ場7箇所の運転管理業務（保守点検、その他）を実施し、施設の適正な維持管理を図ることを目的とする。

## 3. 業務履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

## 4. 業務履行場所

仙台市青葉区折立三丁目20-2 外8箇所

## 5. 業務対象施設

業務対象施設は以下のとおり。詳細は別紙1 案内図・施設概要を参照すること。

(1) ア 広瀬川浄化センター	仙台市青葉区折立三丁目20-2
イ 広瀬川浄化センター屋上広場	仙台市青葉区折立三丁目20-2
(2) 定義浄化センター	仙台市青葉区大倉字高見沢1-4
(3) 赤坂ポンプ場	仙台市青葉区芋沢字赤坂中5-9
(4) 折立ポンプ場	仙台市青葉区折立一丁目13-8
(5) みやぎ中山ポンプ場	仙台市青葉区中山台三丁目17-2
(6) 国見第一ポンプ場	仙台市青葉区国見ヶ丘三丁目74-2
(7) 国見第二ポンプ場	仙台市青葉区国見ヶ丘一丁目95地内
(8) 吉成ポンプ場	仙台市青葉区南吉成六丁目3-5
(9) ア みやぎ台ポンプ場	仙台市青葉区みやぎ台三丁目44
イ みやぎ台ポンプ場調整槽	仙台市青葉区みやぎ台三丁目42

## 6. 提出書類

受注者は、業務委託契約書及び一般仕様書に定めるもののほかに、以下の書類を発注者に提出すること。ただし、一般仕様書に定める業務履行計画表、業務履行計画書、実施工程表、業務報告書、業務遂行写真及び業務週報（日報）は、本仕様書で指定する書類をもって代える。

また、業務従事者の異動等により提出書類の内容に変更が生じた場合は、書面をもって速やかに発注者に報告すること。

(1) 総括責任者選任届	1部を着手届提出時に提出
(2) 有資格者選任届	1部を着手届提出時に提出 (資格の登録番号等を記載のうえ、資格証の写しを添付)
(3) 業務従事者名簿	1部を着手届提出時に提出 (業務従事者の氏名、担当業務及び取得している資格の登録番号等を記載のうえ、資格証の写しを添付)
(4) 現場管理組織表	1部を着手届提出時に提出
(5) 安全管理組織表	1部を着手届提出時に提出
(6) 緊急連絡系統図	1部を着手届提出時に提出
(7) 緊急時人員配置表	1部を着手届提出時に提出
(8) 業務実施計画書	翌月分について作成後、1部を毎月末までに速やかに提出 ただし、令和8年4月分は契約後直ちに提出
(9) 業務実施報告書等	当月分について作成後、1部を速やかに提出
(10) その他発注者が要求する書類	発注者の指示による

## 7. 法令等の遵守

受注者は、以下の関係法令等を遵守し、業務の円滑な履行を図ること。また、関係法令等の適用及び運用にあたり監督官庁の指示命令等がある場合は、それに従わなければならない。なお、適用を受ける関係法令等に改正があった場合は、最新のものを適用すること。

### (1) 関係法令（例示）

下水道法、水質汚濁防止法、毒物及び劇薬物取締法、酸素欠乏症等防止規則、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、悪臭防止法、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、電気事業法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

### (2) その他関係法令等

## 8. 安全管理及び緊急時の措置

### (1) 安全管理

受注者は、災害を未然に防止するため、安全点検責任者を定めて定期的に業務範囲内の整理整頓状況、使用機械器具、通路、仮設作業用具及び作業方法等の点検を行うこと。また、安全管理組織表を作成するとともに、業務従事者に対し安全教育を実施すること。

### (2) 緊急時の措置

受注者は、一般仕様書に記載された事項以外に、以下の緊急事態の発生に備えて連絡体

制を整え、所要の人員を配備させ、応急処置等に対する準備を怠らないこと。また、広瀬川浄化センターにおいては、緊急時には受注者以外の者も通信設備を使用できるようにすること。

- ア 機械、電気設備等の故障
- イ 処理水質及び汚泥性状の異常等
- ウ 人身事故、火災
- エ 大規模地震（仙台市内で震度5弱以上）、集中豪雨、台風、強風、悪水流入等業務対象施設の運転管理に支障をきたすおそれのある事態

#### （3）緊急時の調査・報告

（2）アからエに掲げる事態が発生した場合またはその発生が予見される場合、もしくは発注者からの指示があった場合は、各施設の被害状況を確認し、速やかに発注者に報告すること。

#### （4）その他

受注者は、業務従事者の中から以下の責任者を選任し、作業を行わなければならない。また、書面をもって選任の内容を発注者に報告すること。

- ア 火気取締責任者
- イ 毒物責任者
- ウ 安全点検責任者
- エ 甲種防火管理者
- オ その他必要となる責任者

### 9. 経費等の負担

#### （1）受注者が負担する備品・消耗品等

以下の物品のほか、専ら受注者が使用する備品及び業務の履行に必要となる消耗品等とする。

- ア 潤滑油脂類（補充用のオイル、グリース等）
- イ 補修用塗料（軽微な部分補修に係るもの）
- ウ 報告書記録用紙
- エ 一般汎用品である備品・消耗品
- オ 作業服、靴、手袋及び安全衛生保護具等その他安全衛生の確保に必要となるもの
- カ 設備点検や小修理に係る点検工具、回路計及び懐中電灯等の器具・工具  
(特殊工具を除く)
- キ 受注者が所有する電話機等その他通信機器の設置工事費及びその維持に係る費用
- ク 受注者の使用する車両及びその維持に係る費用

## (2) 発注者が負担する経費及び貸与または支給する消耗品類

以下の物品とする。その使用にあたっては、極力節減に努めなければならない。発注者から貸与を受けた備品等については台帳を作成し、その保管状況を常に把握できるようにすること。また、年1回、発注者に当該台帳を提出して発注者の確認を受けるほか、き損、盗難または紛失等が生じた場合は、受注者の負担により弁償すること。

### ア 光熱水費・通信費

電力、水道、ガス、自家発電設備等設備の運転に供する燃料及び電話回線（発注者が所有するものに限る）に係る使用料

### イ 薬品類

水質検査用薬品、汚泥濃縮用凝集剤、汚泥脱水用高分子凝集剤、脱水汚泥用消臭剤、脱臭装置用活性炭、汚泥脱水機用ろ布洗浄剤、排オゾン用触媒（カロライト）、オゾン設備用除湿剤、オゾン設備用防食・防スケール剤及びその他の薬品類（融雪剤、殺虫剤、除草剤等）

※対象設備を設置している施設に限り、その判断は発注者による。

### ウ 消耗品

機械・電気設備・水質測定機器等の部品、計装記録計用記録紙及びその他の消耗品（一般汎用品を除く）

### エ 貸与品

水質検査用器具・備品、一般汎用品以外の測定器具、特殊工具及び業務遂行上必要となる工事完成図書類

## (3) 事務室等の使用

### ア 事務室、倉庫、駐車場等

受注者は、契約期間内において発注者が所有する事務室、倉庫または駐車場等を使用することができる。ただし、その使用は業務遂行上必要となる範囲に限る。業務に使用する車両については、当該車両の使用目的を業務履行計画書に記載するほか、車検証等の写しを添付すること。

### イ 使用目的等の変更

受注者は、使用目的等に変更が生じた場合は、速やかに発注者と協議して承認を受けなければならない。

### ウ 善良な管理者の注意義務

受注者は、事務室、倉庫または駐車場等の使用にあたり、善良な管理者の注意をもって維持管理に努めなければならない。また、事務室、倉庫または駐車場等にき損、汚損等を発見した際は速やかに発注者に報告し、その原因が受注者の過失にあると判断された場合は、受注者の負担において復旧しなければならない。

## 10. 委託料の請求及び支払方法

受注者は、別紙2 支払内訳書に示す区分における業務の履行を完了したとき、直ちに当該区分に係る一部業務完了届及び業務報告書等を作成して発注者に提出し、当該区分に係る履行の確認を受けること。発注者が確認した後、受注者は当該区分に係る委託料を請求することができる。

## 11. その他

### (1) 工業所有権

#### ア 資料の帰属等

受注者は、業務の履行に伴って得られるすべての資料等を発注者に帰属させるものとし、発注者の許可なくして公表してはならない。

#### イ 工業所有権の出願等

受注者は、本業務に関連して発明、考案した物品等の一切または本業務に関連して開発した情報処理装置等のソフトウェアについて工業所有権の出願を行う場合は、あらかじめ発注者と協議すること。なお、当該ソフトウェアを本業務以外で使用する場合も同様とする。

### (2) 業務の引継ぎ

受注者は、業務完了後に本業務を新たな受注者へ引き継ぐ場合、発注者と協議のうえ、施設が正常に稼働するために必要な措置を講じなければならない。

### (3) 他工事等との調整

受注者は、発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行に伴い、運転管理業務等の業務の履行方法等について変更が必要な場合は、発注者と協議または調整して変更するものとする。

### (4) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領 -処理場・ポンプ場施設編- 2020年」（以下「維持管理積算要領」という。）によることとし、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。ただし、受注者は、発注者からの指示のない事項においても、運転管理上当然必要な業務または作業等は良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

## 第2章 淨化センター

### 1. 業務対象設備

本業務における運転管理の対象設備は、別紙3 主要設備一覧表（広瀬川浄化センター） 及び別紙4 主要設備一覧表（定義浄化センター） のとおりとする。

### 2. 業務内容

受注者が実施する業務は以下のとおりとする。なお、契約期間中において変更があった設備等についても既存の施設または設備と同様とする。

#### （1）保守点検業務

各種機器及び設備について、正常な運転を確保するための日常点検、定期点検、臨時点検、簡易な故障修理、小塗装、定期自主点検及び機器・設備周辺の清掃を行うことであり、故障または事故等の発生の防止に努めるものである。

作業内容については、広瀬川浄化センターは維持管理積算要領 第4編 下水道施設機械・電気保守点検基準 第1章、定義浄化センターは同編第2章を基本とし、用紙またはデータ等への点検結果の記録を含む以下の内容とする。

保守点検により機器または設備等に異常または故障等を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者からの指示により応急措置または原因調査を行うものとする。また、その経過を記録し、発注者に報告しなければならない。

##### ア 日常点検

運転状態にある機器及び設備について、異常の有無及びその兆候を発見するために原則として毎日実施する点検であり、主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業である。

##### イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗の状況を把握し、修理・修繕等の保全計画を立案するために1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月または1年等の期間を定めて実施する点検であり、主に測定、調整、給油、分解清掃及び記録等の作業である。

##### ウ 臨時点検

故障の警報等が発生した、または異常が認められる機器及び設備に対して、状況を確認するためにア、イ以外で臨時的に実施する点検及び記録等の作業である。

##### エ 簡易な故障修理

通常の勤務時間内に実施することができ、かつ外部に作業員を求める必要がない作業であり、特殊な機器、部品、技能及び工具を使用せず、高度な専門技術を必要としない修理である。

オ 小塗装

足場を必要としない場所（高さ2m以下）において実施する、鏽や腐食等による剥離及び発錆防止のための部分的な補修塗装である。

カ 定期自主点検

関係法令等の定めに基づき、業務対象施設内において受注者自らが実施する点検及び記録等の作業である。

キ 機器・設備周辺の清掃

点検対象である機器及び設備の据付場所、水路またはトラフ等の清掃である。

（2）運転操作監視業務

業務対象施設において、機器及び設備の運転、操作及び監視等を実施するものである。受注者は、施設の機能及び目的を十分に理解したうえで、本仕様書及び関係法令等その他業務の適切な履行に必要となる事項を熟知し、それらの定めと業務実施計画に基づいて機器及び設備の運転操作及び運転状況の監視等を行わなければならない。作業内容は以下のとおりとする。

また、設置されている機器及び設備について、その構造、動作、特性、管理状況及び性能等を把握し、平常時のほか非常時においても適切な対応ができるように努めること。特に集中豪雨または悪水の流入等による非常時の運転については、その影響を把握した時点で直ちに発注者に報告するとともに、的確に対処しなければならない。なお、管理上必要な措置を講じるために、機器及び設備の運転の停止またはその再開をするときは、発注者の承諾を得て実施すること。

ア 管理制御室における機器等の監視、操作、運転状況の記録及び正常範囲の確認

イ 現場における機器等の操作

ウ 管理日報等の作成、計器類の指示値の記録

エ 管理制御室内の清掃

オ 施設内の巡回監視

カ 場内における廃棄物等の搬出及び物品の搬入等の立会

（3）水質試験業務

業務対象施設の水処理機能及び汚泥処理機能等を適切に維持管理するために実施する水質試験であり、各処理工程の処理水や汚泥を検体とする。なお、本業務には、下水道法、水質汚濁防止法等で義務付けられている法定試験は含まない。

水質試験の分析項目、分析頻度及び採水場所は、広瀬川浄化センターにおけるものは別紙6 水質試験項目表（広瀬川浄化センター）、定義浄化センターにおけるものは別紙7 水質試験項目表（定義浄化センター）により実施し、作業内容は以下のとおりとする。

ア 検体採取

検体採取は池への転落等のおそれがないように、安全を確保して行うこと。定期的な試験に用いる検体は、その採取場所をあらかじめ定める等により一定の場所か

ら採取したものを用いること。

#### イ 分析

分析方法は、原則として公益社団法人日本下水道協会発行「下水試験方法（2012年版）」に基づき、適切に実施すること。ただし、別途発注者からの指定または指示がある場合を除く。また、施設の適正な運転管理に支障を及ぼさない範囲において、発注者の承諾を得て分析方法を変更することができる。

水質試験室は常に整理整頓を行い、清潔にすること。火気を用いる作業がある場合は、その後始末を確実に行い、作業終了後に必ずガスの元栓を閉めるほか、終業時に後始末やガスの元栓の状況等を火気取締責任者に確認させなければならない。

#### ウ 試薬等薬品類の管理

薬品類の使用量を記録して在庫量を確認するほか、薬品庫の施錠を行うこと。

#### エ 水質試験結果の整理

オ 法定試験または立入検査等における採水の立会

### （4）事務業務

発注者との打合せや各種報告書等の作成及び整理等を実施するものである。作業内容は以下のとおりとする。

ア 発注者との打合せ及び発注者に対する報告

イ 日誌、日報、月報、年報、運転記録、点検記録及び報告書等の作成及び整理

ウ その他事務室内における簡易な作業

### （5）その他の業務（屋上広場管理業務）

広瀬川浄化センターの水処理施設上部の広場に係る管理業務である。作業内容は以下のとおりとする。

ア 市民等からの問合せまたは苦情等の確認

必要に応じて発注者に連絡し、対応の指示を受けること。

イ 巡回点検等

ベンチ、四阿（あずまや）、外灯、便所等の巡回点検並びに広場内のごみ拾いを週2回実施する。施設の異常や不審物等を発見した場合は速やかに発注者に連絡し、発注者の指示に従って対応すること。

便所の巡回点検は目視により異常の有無を確認する程度とし、清掃は含まない。

また、ごみ拾いに粗大ごみ等の処理は含まない。なお、ごみ拾いに使用するごみ袋は発注者から支給する。

ウ 飛来物等の確認及び回収

塔屋等への飛来物等の確認及び回収は年2回程度実施する。その時期、作業方法、回収物の処分等は発注者の指示による。

#### (6) その他の業務 ((5) を除く業務)

業務対象施設の維持に必要となる管理業務のうち、履行にあたり技術的な要素がほとんど含まれないものである。作業内容は以下のとおりとする。

- ア 管理棟、管廊、屋外等の清掃及び観葉植物等の管理
- イ 敷地内の簡易な樹木剪定、芝刈り及び除草（屋上広場を除く）
- ウ 薬品、備品、消耗品及び材料等の管理及び整理整頓
- エ 広瀬川浄化センターにおける施設見学への対応

対応に必要となる資機材等の準備・後片付け、見学者の案内及び施設の説明等を行うものである。見学は小学生、一般市民、大学及び外部関係者等を対象とし、年間10回程度の実施を見込む。なお、対応に係る業務は別途契約とする。

- オ 処理水の取水または汚泥等の採取における立会、関連書類の作成及び整理
- カ その他必要となる作業

#### (7) その他の技術業務

業務対象施設の維持に必要となる管理業務のうち、履行にあたり技術的な要素を含むものである。作業内容は以下のとおりとする。

- ア 各種機器、設備及び備品等の補修及び簡易な部品交換
- イ 発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行等に伴う現場立会、試運転立会、機器及び設備の手動等による運転または停止操作及びその準備作業等

### 3. 業務の委託範囲

本業務における委託範囲は、2. (1) から (7) に掲げる業務とし、専門知識、高度な技能、または監督官庁等の許可等を要する以下の業務は含まない。ただし、以下に該当する業務であっても、実施にあたり専門知識、高度な技能、または監督官庁等の許可等を要さない軽微な業務または作業であり、かつ運転管理上当然必要なものについては、受注者は良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

- (1) 脱水汚泥、沈砂またはし渣の運搬業務
- (2) 脱水汚泥、沈砂またはし渣の処理業務
- (3) 脱水汚泥の処分に伴う脱水汚泥の定期検査業務
- (4) 各種機械・電気設備の点検業務または整備業務
- (5) 自家用電気工作物の保安管理業務
- (6) 消防用設備等の点検業務
- (7) 計装設備の点検業務
- (8) 業務対象施設における採水分析業務（法定試験）
- (9) 受水槽の清掃業務
- (10) 緑地の管理業務

- (11) 室内の清掃業務
- (12) 濃縮汚泥の運搬業務
- (13) 脱臭剤の交換業務
- (14) その他専門知識及び高度な技能等を要する業務

#### 4. 業務担当者等

##### (1) 業務総括責任者の選任及び職務

受注者は、下水処理施設の運転管理について専門知識を有し、かつ業務上必要な関係法令等に精通して円滑に業務を遂行する能力を有する者を業務総括責任者として選任し、書面をもって発注者に報告しなければならない。また、業務総括責任者の職務は以下のとおりとする。

- ア 現場の最高責任者として業務従事者の指揮監督にあたること。
- イ 契約図書等により示された業務の目的及び内容を十分に理解し、効果的かつ経済的に施設の運転を行うこと。
- ウ 業務従事者に対する研修を行い、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- エ 常に施設の運転状況を的確に把握し、緊急時は直ちに発注者に連絡のうえ事態に対処できる体制等を整えること。
- オ 施設の特性等を十分に理解し、効率的に運転及び作業等を行えるようにすること。

##### (2) 有資格者の配置

受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令等の定めに基づき業務従事者の中から有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また、書面をもって選任の内容を発注者に報告すること。選任を必要とする有資格者は以下のとおりとする。

- ア 下水道処理施設管理技士となる資格を有する者
- イ 安全衛生推進者
- ウ 甲種危険物取扱者または乙種第四類危険物取扱者
- エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧：第二種酸素欠乏危険作業主任者）
- オ 有機溶剤作業主任者
- カ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者またはクレーン運転業務特別教育修了者
- キ 玉掛け技能講習修了者
- ク 第一種電気工事士または第二種電気工事士
- ケ 特定化学物質作業主任者
- コ その他関係法令等に定める業務に必要となる有資格者

##### (3) 業務従事者

受注者は、本業務を履行するにあたり、業務対象施設に係る研修を受けた者を従事させなければならない。また、業務従事者には受注者名入りの統一した作業着及び名札を着用させること。

## 5. 提出書類

受注者は、一月ごと及び年度ごとの終了後に、下表の書類について記録及び整理のうえ、速やかに発注者に提出して報告すること。また、記録のみの書類は、発注者が提出を求めた場合にその都度提出すること。

提出は原則として電子データの授受により行うものとするが、発注者が紙媒体による提出を求めたものについては紙媒体の授受により行う。なお、電子データの様式、授受の方法及びデータ形式等は発注者の指示による。

名称	記録	報告
業務実施報告書	○	○
運転管理日報	○	
運転管理月報	○	○
運転管理年報	○	○
水質管理日報	○	
水質管理月報	○	○
日常点検業務報告書	○	
点検業務報告書	○	○
点検業務月報	○	○
故障報告書	○	○
作業報告書	○	○
夜勤報告書	○	
車両運行管理簿	○	
消耗品・薬品等受払簿	○	○
毒物及び劇物取扱管理簿	○	○

※押印は省略してもよい。電子的な押印により代えることも可とする。

## 6. 勤務時間及び勤務体制

勤務時間及び勤務体制は以下のとおりとする。なお、業務対象施設における機器及び設備は、毎日 24 時間連続運転とする。

### (1) 運転操作監視業務（連続監視）

土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始等によらず、常時 24 時間連続監視を実施すること。勤務時間は次のとおりとし、監視を行う場所は原則として広瀬川浄化センター管理制御室とする。ただし、夜勤は 2 名以上を配置すること。

ア 日勤 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

イ 夜勤 午後 5 時 00 分から翌日午前 8 時 30 分まで

### (2) (1) 以外の業務

土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始を除く日について実施し、勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

広瀬川浄化センターにおける汚泥の濃縮または脱水に係る作業は、2名以上で実施すること。また、定義浄化センターにおける業務は、2人以上による週2回以上の巡回管理により実施すること。

このほか、作業の延長、各種立会、故障または災害の発生等により対応が必要となる場合は、適切な対応に必要となる人員を確保し、隨時対応しなければならない。

## 7. 業務対象施設の全般的な管理

業務対象施設のうち発注者が使用する事務室等を除き、全般的な管理は受注者が行う。なお、正門は以下のとおり管理すること。

### （1）広瀬川浄化センター

土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始を除く日は午前6時00分に開門し、午後6時00分に閉門すること。それ以外の日は常時閉門とするが、発注者の指示があった場合はその限りでない。

### （2）定義浄化センター

受注者による点検、発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行等により関係者が入場する場合を除き、常時閉門とする。

## 8. 毒物等の管理

受注者は、業務の履行にあたり使用する毒物等について、別紙8 毒物等の管理に関する要領に基づき管理等を行うこと。

## 9. 添付資料

業務対象施設における令和4年度から令和6年度までの運転管理年報及び水質法定試験結果については、以下を参照すること。

別紙9 広瀬川浄化センター運転管理年報

別紙10 定義浄化センター運転管理年報

別紙12 広瀬川浄化センター水質法定試験結果

別紙13 定義浄化センター水質法定試験結果

## 第3章 ポンプ場

### 1. 業務対象設備

本業務における運転管理の対象設備は、以下のとおりとする。業務対象施設ごとの設備の詳細は、別紙5 主要設備一覧表（ポンプ場） を参照すること。

#### （1）機械設備

- ア 沈砂池設備
- イ 主ポンプ設備
- ウ 換気設備
- エ 脱臭設備
- オ その他付帯設備

#### （2）電気設備

- ア 受変電設備
- イ 直流電源設備
- ウ 遠方監視・自動制御設備
- エ 自家発電設備
- オ 計装設備
- カ その他付帯設備

#### （3）その他土木・建築・建築付帯設備等

### 2. 業務内容

受注者が実施する業務は以下のとおりとする。なお、契約期間中において変更があった設備等についても既存の施設または設備と同様とする。

#### （1）保守点検業務

作業内容については、維持管理積算要領 第4編 下水道施設機械・電気保守点検基準 第3章を基本とし、用紙またはデータ等への点検結果の記録を含む以下の内容とする。

保守点検により機器または設備等に異常または故障等を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、発注者からの指示により応急措置または原因調査を行うものとする。また、その経過を記録し、発注者に報告しなければならない。

##### ア 検針及び日常巡視点検

電力量計等の計器の指示値を記録するほか、運転状態にある設備について、異常の有無及びその兆候を発見するために原則として週1回実施する点検であり、主として目視、触感、確認、調整及び記録等の作業である。

##### イ 定期点検

機器及び設備の損傷、腐食及び摩耗の状況を把握し、修理・修繕等の保全計画を立案するために1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月または1年等の期間を定めて実施

する点検であり、主に測定、調整、給油、分解清掃及び記録等の作業である。

ウ 各種設備及び備品等の補修、簡易な部品交換または故障修理

通常の勤務時間内に実施することができ、かつ外部に作業員を求める必要がない作業であり、特殊な機器、部品、技能及び工具を使用せず、高度な専門技術を必要としない補修、部品交換または故障修理である。

エ 小塗装

足場を必要としない場所（高さ2m以下）において実施する、錆や腐食等による剥離及び発錆防止のための部分的な補修塗装である。

（2）その他の業務

業務対象施設の維持に必要となる管理業務のうち、履行にあたり技術的な要素がほとんど含まれないものである。作業内容は以下のとおりとする。

ア 各種設備等周辺の清掃

点検対象である機器及び設備の据付場所、水路またはトラフ等の清掃である。

イ 備品、消耗品及び材料等の管理及び整理整頓

ウ 敷地内の簡易な除草

オ 除塵作業

人力または設備の運転操作により、し渣等を取り除くことである。

カ 機器及び設備の運転操作

キ （1）以外に行う臨時のまたは簡易的な点検

ク 発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行等に伴う現場立会、試運転立会、機器及び設備の手動等による運転または停止操作及びその準備作業等

ケ その他必要となる作業

### 3. 業務の委託範囲

本業務における委託範囲は、2.（1）から（3）に掲げる業務とし、専門知識、高度な技能、または監督官庁等の許可等を要する以下の業務は含まない。ただし、以下に該当する業務であっても、実施にあたり専門知識、高度な技能、または監督官庁等の許可等を要さない軽微な業務または作業であり、かつ運転管理上当然必要なものについては、受注者は良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

（1）沈砂またはし渣の運搬業務

（2）沈砂またはし渣の処理業務

（3）各種機械・電気設備の点検業務または整備業務

（4）自家用電気工作物の保安管理業務

（5）消防用設備等の点検業務

（6）計装設備の点検業務

- (7) 緑地の管理業務
- (8) その他専門知識及び高度な技能等を要する業務

#### 4. 業務担当者等

##### (1) 有資格者の配置

受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令等の定めに基づき業務従事者の中から有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また、書面をもって選任の内容を発注者に報告すること。選任を必要とする有資格者は以下のとおりとする。

- ア 甲種危険物取扱者または乙種第四類危険物取扱者
- イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧：第二種酸素欠乏危険作業主任者）
- ウ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- エ 玉掛け技能講習修了者
- オ 第一種電気工事士または第二種電気工事士
- カ その他関係法令等に定める業務に必要となる有資格者

##### (2) 業務従事者

受注者は、本業務を履行するにあたり、業務対象施設に係る研修を受けた者を従事させなければならない。また、業務従事者には受注者名入りの統一した作業着及び名札を着用させること。

#### 5. 提出書類

受注者は、一月ごと及び年度ごとの終了後に、下表の書類について記録及び整理のうえ、速やかに発注者に提出して報告すること。また、記録のみの書類は、発注者が提出を求めた場合にその都度提出すること。

提出は原則として電子データの授受により行うものとするが、発注者が紙媒体による提出を求めたものについては紙媒体の授受により行う。なお、電子データの様式、授受の方法及びデータ形式等は発注者の指示による。

名称	記録	報告
業務実施報告書	○	○
運転管理月報	○	○
運転管理年報	○	○
点検業務報告書	○	○
故障報告書	○	○

※押印は省略してもよい。電子的な押印により代えることも可とする。

## 6. 勤務時間及び巡回体制等

土曜日、日曜日、祝祭日、振替休日、年末年始を除く日について、2人以上による週1回以上の巡回管理により業務を実施すること。勤務時間は午前8時30分から午後5時00分までとし、巡回は原則として勤務時間内に行うものとする。

このほか、作業の延長、各種立会、故障または災害の発生等により対応が必要となる場合は、適切な対応に必要となる人員を確保し、隨時対応しなければならない。

## 7. 業務対象施設の全般的な管理

業務対象施設のうち発注者が使用する事務室等を除き、全般的な管理は受注者が行う。なお、すべての業務対象施設の門扉は、受注者による点検、発注者が実施する工事の施工または受注者以外に委託した業務の履行等により関係者が入場する場合を除き、常時閉門とする。

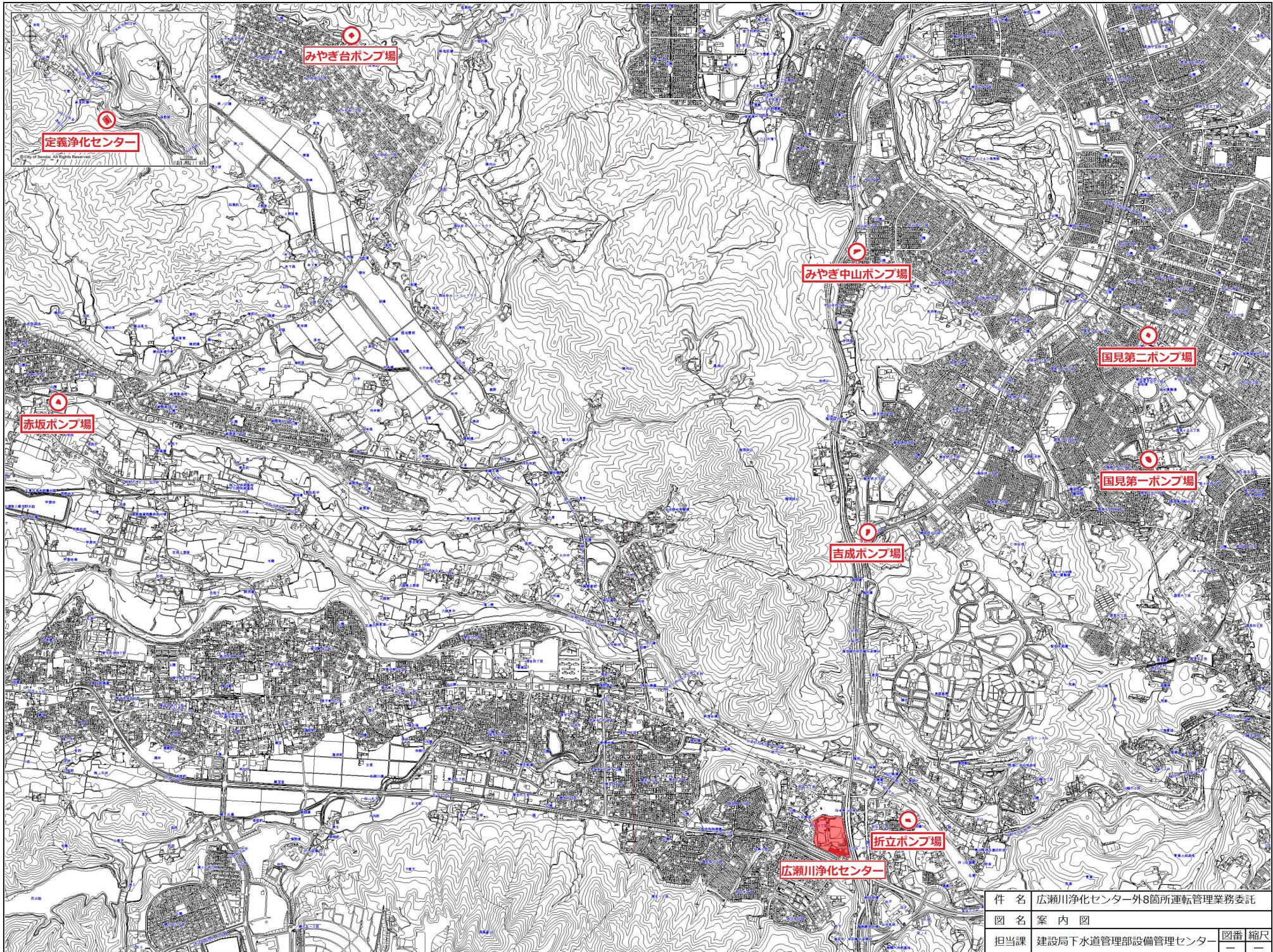
## 8. 添付資料

業務対象施設における令和4年度から令和6年度までの運転管理年報については、以下を参照すること。

別紙11 ポンプ場運転管理年報

## 広瀬川浄化センター外 8箇所運転管理業務委託

### 案内図・施設概要



# 施設概要

## 1. 広瀬川浄化センター

処理能力	19,900m <sup>3</sup> /日 (日最大)
平均処理水量	約17,100m <sup>3</sup> /日 (令和4年度～令和6年度実績)
水処理方式	2段式嫌気・好気活性汚泥法+砂ろ過法+オゾン消毒
汚泥処理方式	常圧浮上式汚泥濃縮設備+高効率ベルトプレス式汚泥脱水設備
流入水質	(計画) BOD 210mg/L, SS 200mg/L
	(令和6年度実績) BOD 190mg/L, SS 200mg/L
放流水質	(計画) BOD 3mg/L以下, SS 5mg/L以下
	(令和6年度実績) BOD 1.4mg/L, SS <0.5mg/L
放流先	一級河川名取川水系広瀬川支流綱木川

## 2. 定義浄化センター

処理能力	400m <sup>3</sup> /日 (日最大)
平均処理水量	約60m <sup>3</sup> /日 (令和4年度～令和6年度実績)
水処理方式	回分式活性汚泥法+生物膜ろ過法+砂ろ過法+紫外線消毒
汚泥処理方式	重力式汚泥濃縮設備+汚泥貯留槽+場外搬出 (別途委託)
流入水質	(計画) BOD 630mg/L, SS 300mg/L
	(令和6年度実績) BOD 780mg/L, SS 650mg/L
放流水質	(計画) BOD 7mg/L以下, SS 7mg/L以下
	(令和6年度実績) BOD 1.6mg/L, SS 1.0mg/L
放流先	一級河川名取川水系大倉川支流高見沢

## 3. ポンプ場

別紙5 主要設備一覧表 (ポンプ場) 参照

広瀬川浄化センター外 8箇所運転管理業務委託

支払内訳書

# 支 払 内 訳 書

令和8年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜金額 (円)	消費税及び地方 消費税（相当）額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小 計		円	円	円	

## [支払方法]

- ・業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、初回支払月に加算して支払うものとする。

# 支 払 内 訳 書

令和9年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜金額 (円)	消費税及び地方 消費税（相当）額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小 計		円	円	円	

## [支払方法]

- ・業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、初回支払月に加算して支払うものとする。

# 支 払 内 訳 書

令和 10 年度（支払回数 12 回）

回数及び期間		税抜金額 (円)	消費税及び地方 消費税（相当）額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第 1 回	4 月分	円	円	円	
第 2 回	5 月分	円	円	円	
第 3 回	6 月分	円	円	円	
第 4 回	7 月分	円	円	円	
第 5 回	8 月分	円	円	円	
第 6 回	9 月分	円	円	円	
第 7 回	10 月分	円	円	円	
第 8 回	11 月分	円	円	円	
第 9 回	12 月分	円	円	円	
第 10 回	1 月分	円	円	円	
第 11 回	2 月分	円	円	円	
第 12 回	3 月分	円	円	円	
小 計		円	円	円	
計		円	円	円	

## [支払方法]

- ・業務委託料は、その総額（契約金額）の 36 分の 1 ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、初回支払月に加算して支払うものとする。

## 広瀬川浄化センター外 8箇所運転管理業務委託

### 主要設備一覧表

(広瀬川浄化センター)

広瀬川浄化センター 主要設備一覧表

区分	名称	単位	数量	形式・規格
土木・建築物等	流入渠	式	1	HP $\phi$ 1, 200mm, 勾配1.0‰, L=265m
	管理棟	棟	1	RC造, 地上3階・地下2階 建築面積: 1, 499.71m <sup>2</sup> , 延床面積: 3, 246.01m <sup>2</sup>
	汚泥棟	棟	1	RC造一部SRC造, 地上3階・地下3階 建築面積: 1, 029.88m <sup>2</sup> , 延床面積: 4, 010.06m <sup>2</sup>
	沈砂池	池	2	幅2.0m×長さ9.2m×水深0.6m 平均流速: 0.3m/秒, 水面積負荷: 1, 800m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 (設備は1/2池)
	ポンプ井	基	2	幅9.3m×長さ6.5m×水深約3.0m 幅4.0m×長さ6.5m×水深約3.0m
	原汚泥槽	基	1	幅3.5m×長さ5.5m×深さ5.0m (86m <sup>3</sup> ) 貯留日数: 1.2日 (200m <sup>3</sup> /日)
	濃縮汚泥槽	基	2	幅3.7m×長さ14.75m×水深5.0m (236m <sup>3</sup> )
	汚泥棟処理水槽	基	2	
	返流水槽	基	2	
	水処理棟	棟	1	RC造, 地上1階・地下2階 建築面積: 288.65m <sup>2</sup> , 延床面積: 26, 505.29m <sup>2</sup>
	分配槽	式	1	幅12.5m×長さ5.0m×水深約3.0m
	最初沈殿池	池	6	幅9.2m×長さ9.2m×水深3.0m 滞留時間: 1.6hr, 水面積負荷: 50m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 (設備は5/6池)
	生物処理槽	系列	4	総滞留時間: 日最大24.2hr, 冬期27.9hr BOD-SS負荷: 0.047kgBOD/SS・日 MLSS濃度: 3, 750mg/L (第1嫌気・第1好気槽) 2, 500mg/L (第2嫌気・第2好気槽) 脱窒速度: 0.65mgN/g・MLSS・hr 硝化速度: 0.43mgN/g・MLSS・hr 第1嫌気槽: 幅14.5m×長さ10.0m×水深8.0m 第1好気槽: 幅14.5m×長さ14.5m×水深8.0m 第2嫌気槽: 幅14.5m×長さ14.5m×水深8.0m 第2好気槽: 幅14.5m×長さ22.0m×水深8.0m
	最終沈殿池	池	12	幅4.4m×長さ42.5m×水深3.0m 滞留時間: 7.2hr, 水面積負荷: 10m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ・日 返送汚泥比: 50%, 返送汚泥濃度: 7, 500mg/L (設備は11/12池)
	砂ろ過池	池	5	下向流式重力ろ過, 120m/日 (4, 500m <sup>3</sup> /日・池) (設備は4/5池)
	消毒槽	基	2	幅3.3m×長さ10m×水深約5.5m, オゾン接触法 接触時間: 15分
	流量測定池	池	1	
	処理水槽	基	2	幅4.4m×長さ14.5m×水深約3.8m 幅9.2m×長さ14.5m×水深約3.8m
	逆洗排水槽	基	1	幅4.4m×長さ14.5m×水深約3.2m
	放流渠	式	1	HP $\phi$ 1, 350mm, 勾配1.3‰, L=638m (敷地外約500m)
	その他の土木・建築物	式	1	門扉, 塔屋等

広瀬川浄化センター 主要設備一覧表

区分	名称	単位	数量	形式・規格
沈砂池設備	主流入ゲート	基	1	外ねじ式鉄製（電動）
	No. 1粗目スクリーン	基	1	手掻き式
	No. 2粗目スクリーン	基	1	手掻き式
	No. 1細目自動除塵機	基	1	間欠式前面掻揚型
	No. 2細目自動除塵機	基	1	間欠式前面掻揚型
	No. 1し渣搬出機	基	1	トラフ型ベルトコンベア
	No. 2し渣搬出機	基	1	トラフ型ベルトコンベア
	No. 3し渣搬出機	基	1	トラフ型ベルトコンベア
	No. 4し渣搬出機	基	1	トラフ型ベルトコンベア
	し渣スキップホイスト	基	1	ワイヤーロープ式
	し渣洗浄機	基	1	機械搅拌式
	し渣脱水機	基	1	スクリュー式
	し渣ホッパ	基	1	カットゲート式
	集砂装置	基	1	短間隔噴射式（中圧）
	真空揚砂装置	基	1	真空移送式
	沈砂分離機	基	1	分離槽付スクリューコンベア
	沈砂ホッパ	基	1	カットゲート式
ポンプ設備	No. 1ポンプ井搅拌機	基	1	水中ミキサー式
	No. 2ポンプ井搅拌機	基	1	水中ミキサー式
	ポンプ井連絡ゲート	基	1	外ねじ式鉄製
	No. 1汚水ポンプ	台	1	立軸渦巻斜流ポンプ, 10m <sup>3</sup> /分×11m
	No. 2汚水ポンプ	台	1	立軸渦巻斜流ポンプ, 10m <sup>3</sup> /分×11m
	No. 4主ポンプ	台	1	立軸渦巻斜流ポンプ, 20m <sup>3</sup> /分×11m
機械設備	No. 1分配槽可動堰	基	1	外ねじ式鉄製
	No. 2分配槽可動堰	基	1	外ねじ式鉄製
	No. 3分配槽可動堰	基	1	外ねじ式鉄製
	No. 4分配槽可動堰	基	1	外ねじ式鉄製
	No. 1-1初沈汚泥ポンプ	台	1	無閉塞形
	No. 1-2初沈汚泥ポンプ	台	1	無閉塞形
	No. 1-3初沈汚泥ポンプ	台	1	無閉塞形
	No. 2-1初沈汚泥ポンプ	台	1	無閉塞形
	No. 2-2初沈汚泥ポンプ	台	1	無閉塞形
	No. 2-3初沈汚泥ポンプ	台	1	無閉塞形
	No. 1-1初沈スカムポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 1-2初沈スカムポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 2-1初沈スカムポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 2-2初沈スカムポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 1-1初沈汚泥搔寄機	基	1	中央駆動懸垂形
	No. 1-2初沈汚泥搔寄機	基	1	中央駆動懸垂形
	No. 1-3初沈汚泥搔寄機	基	1	中央駆動懸垂形
	No. 2-1初沈汚泥搔寄機	基	1	中央駆動懸垂形
	No. 2-2初沈汚泥搔寄機	基	1	中央駆動懸垂形
	No. 1-1初沈流入可動堰	基	1	外ねじ式鉄製
	No. 1-2初沈流入可動堰	基	1	外ねじ式鉄製
	No. 1-3初沈流入可動堰	基	1	外ねじ式鉄製
	No. 2-1初沈流入可動堰	基	1	外ねじ式鉄製

広瀬川浄化センター 主要設備一覧表

区分	名称	単位	数量	形式・規格
最初沈殿池設備	No. 2-2初沈流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1初沈バイパスゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製 (電動)
	No. 2初沈バイパスゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製 (電動)
機械設備	No. 1-1-1生物処理槽流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1-1-2生物処理槽流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1-1-3生物処理槽流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1-1-4生物処理槽流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2-1-1生物処理槽流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2-1-2生物処理槽流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2-2-1生物処理槽流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2-2-2生物処理槽流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1-1-1水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 1-1-2水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 1-1-3水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 1-1-4水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 1-2-1水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 1-2-2水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 1-2-3水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 1-2-4水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 2-1-1水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 2-1-2水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 2-1-3水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 2-1-4水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 2-2-1水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 2-2-2水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 2-2-3水中曝気機	台	1	水中機械式
	No. 2-2-4水中曝気機	台	1	水中機械式
生物処理設備	No. 1-1-1循環水可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1-1-2循環水可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1-2-1循環水可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1-2-2循環水可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2-1-1循環水可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2-1-2循環水可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2-2-1循環水可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2-2-2循環水可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1-1風量調節弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 1-1-2好気槽風量調節弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 1-1-4好気槽風量調節弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 1-2風量調節弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 1-2-2好気槽風量調節弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 1-2-4好気槽風量調節弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
好気槽風量調節弁	No. 2-1風量調節弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 2-1-2好気槽風量調節弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 2-1-4好気槽風量調節弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 2-2風量調整弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 2-2-2好気槽風量調整弁	台	1	電油操作式バタフライ弁

広瀬川浄化センター 主要設備一覧表

区分	名称	単位	数量	形式・規格
生物処理設備	No. 2-2-4好気槽風量調整弁	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 1-1生物処理槽バイパスゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1-2生物処理槽バイパスゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2-1生物処理槽バイパスゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2-2生物処理槽バイパスゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1返送汚泥分配槽	基	1	鋼板製固定三角堰付
	No. 2返送汚泥分配槽	基	1	鋼板製固定三角堰付
	No. 1-1PAC注入ポンプ	台	1	容量可変形ダイヤフラムポンプ
	No. 1-2PAC注入ポンプ	台	1	容量可変形ダイヤフラムポンプ
	No. 1-1-1終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
機械設備	No. 1-1-2終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 1-2-1終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 1-2-2終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 1-3-1終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 1-3-2終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 2-1-1終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 2-1-2終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 2-2-1終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 2-2-2終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 2-3-1終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 2-3-2終沈汚泥搔き機	基	1	チーンライト式
	No. 1-1-1終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
	No. 1-1-2終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
	No. 1-2-1終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
	No. 1-2-2終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
	No. 1-3-1終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
	No. 1-3-2終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
最終沈殿池設備	No. 2-1-1終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
	No. 2-1-2終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
	No. 2-2-1終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
	No. 2-2-2終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
	No. 2-3-1終沈スカムスキマ	基	1	電動式パイプスキマ
	No. 2-3-2終沈スカムスキマ	基	1	(パイプのみ)
	No. 1-1終沈スカムポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 1-2終沈スカムポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 2-1終沈スカムポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 2-2終沈スカムポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 1-1余剰汚泥ポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 1-2余剰汚泥ポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 2-1余剰汚泥ポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 2-2余剰汚泥ポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 2-3余剰汚泥ポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 1-1返送汚泥ポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 1-2返送汚泥ポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 2-1返送汚泥ポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 2-2返送汚泥ポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ

広瀬川浄化センター 主要設備一覧表

区分	名称	単位	数量	形式・規格
機械設備	No. 2-3返送汚泥ポンプ	台	1	吸込スクリュー付汚泥ポンプ
	No. 1終沈バイパスゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2終沈バイパスゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1ろ過池流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 2ろ過池流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 3ろ過池流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 4ろ過池流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 5ろ過池流入可動堰	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1ろ過空洗プロワ	台	1	ルーツ式
	No. 2ろ過空洗プロワ	台	1	ルーツ式
	No. 1ろ過逆洗ポンプ	台	1	横軸両吸込渦巻ポンプ
	No. 2ろ過逆洗ポンプ	台	1	横軸両吸込渦巻ポンプ
	No. 1ろ過逆洗排水ポンプ	台	1	吸込スクリュー付
	No. 2ろ過逆洗排水ポンプ	台	1	吸込スクリュー付
	No. 3ろ過逆洗排水ポンプ	台	1	吸込スクリュー付
	No. 1ろ過池バイパスゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1オゾン発生装置	式	1	水冷無声放電式
	No. 2オゾン発生装置	式	1	水冷無声放電式
	No. 1オゾン吹込装置	式	1	散気筒固定式
	No. 2オゾン吹込装置	式	1	散気筒固定式
	No. 1排オゾン処理装置	式	1	乾式吸着塔 (触媒: カロライト)
	No. 2排オゾン処理装置	式	1	乾式吸着塔 (触媒: カロライト)
	No. 1オゾン冷却水ポンプ	台	1	片吸込渦巻ポンプ
	No. 2オゾン冷却水ポンプ	台	1	片吸込渦巻ポンプ
	放流バイパスゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1処理水槽連絡ゲート	基	1	外ねじ式鋳鉄製
	No. 1高架水槽揚水ポンプ	台	1	横軸渦巻ポンプ
	No. 2高架水槽揚水ポンプ	台	1	横軸渦巻ポンプ
	No. 1汚泥棟送水ポンプ	台	1	ステンレス製
	No. 2汚泥棟送水ポンプ	台	1	ステンレス製
	給水ユニット	台	1	修景池送水用, 圧力タンク式
	汚泥スクリーン	基	1	回転ドラムスクリーン式
	スカム分離機	基	1	回転ドラムスクリーン式
	汚泥し渣脱水機	基	1	スクリュー式
	No. 1原汚泥供給ポンプ	台	1	一軸ねじ式
	No. 2原汚泥供給ポンプ	台	1	一軸ねじ式
	No. 3原汚泥供給ポンプ	台	1	一軸ねじ式
	No. 1原汚泥槽攪拌機	基	1	立形パドル式
	No. 2原汚泥槽攪拌機	基	1	立形パドル式
	No. 1常圧浮上濃縮設備	基	1	常圧浮上式
	No. 2常圧浮上濃縮設備	基	1	常圧浮上式
	No. 1起泡用水ポンプ	台	1	横軸渦巻ポンプ
	No. 2起泡用水ポンプ	台	1	横軸渦巻ポンプ
	No. 3起泡用水ポンプ	台	1	横軸渦巻ポンプ
	No. 1起泡助剤注入ポンプ	台	1	直動ダイヤフラム形
	No. 2起泡助剤注入ポンプ	台	1	直動ダイヤフラム形

広瀬川浄化センター 主要設備一覧表

区分	名称	単位	数量	形式・規格
機械設備	No. 3起泡助剤注入ポンプ	台	1	直動ダイヤフラム形
	No. 1起泡用空気圧縮機	台	1	可搬式空気圧縮機
	No. 2起泡用空気圧縮機	台	1	可搬式空気圧縮機
	No. 1凝集剤供給機	基	1	可変連続定量供給機
	No. 2凝集剤供給機	基	1	可変連続定量供給機
	No. 1凝集剤注入ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 2凝集剤注入ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 3凝集剤注入ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 1濃縮汚泥槽攪拌機	基	1	立形パドル式
	No. 2濃縮汚泥槽攪拌機	基	1	立形パドル式
	No. 1汚泥供給ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 2汚泥供給ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 3汚泥供給ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 1汚泥脱水機	基	1	ベルトプレス式
	No. 2汚泥脱水機	基	1	ベルトプレス式
	No. 3汚泥脱水機	基	1	ベルトプレス式
	No. 1アニオン系受入ホッパ供給機	基	1	可変連続定量供給機
	No. 2アニオン系受入ホッパ供給機	基	1	可変連続定量供給機
	No. 1アニオン注入ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 2アニオン注入ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 3アニオン注入ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 1カチオン系受入ホッパ供給機	基	1	可変連続定量供給機
	No. 2カチオン系受入ホッパ供給機	基	1	可変連続定量供給機
	No. 1カチオン注入ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 2カチオン注入ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 3カチオン注入ポンプ	台	1	一軸ねじ式ポンプ
	No. 1除湿機	台	1	汚泥脱水設備用, 冷凍式
	No. 1空気圧縮機	台	1	汚泥脱水設備用, 定置式
	No. 2空気圧縮機	台	1	汚泥脱水設備用, 定置式
	No. 1ろ布洗浄水ポンプ	台	1	横軸多段渦巻ポンプ
	No. 2ろ布洗浄水ポンプ	台	1	横軸多段渦巻ポンプ
	No. 1脱水ケーキホッパ	基	1	鋼板製角錐形
送風機設備	No. 1プロワ	台	1	歯車増速式単段ターボプロワ
	No. 2プロワ	台	1	歯車増速式単段ターボプロワ
	No. 3プロワ	台	1	歯車増速式単段ターボプロワ
	No. 1放風装置	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 2放風装置	台	1	電油操作式バタフライ弁
	No. 3放風装置	台	1	電油操作式バタフライ弁
その他	流入・流出ゲート	式	1	沈砂池, 生物処理槽等
	脱臭装置	式	1	
	機器搬入・搬出装置	式	1	天井クレーンを含む
	その他の機械設備	式	1	各種ポンプ, 弁類, 補機等

広瀬川浄化センター 主要設備一覧表

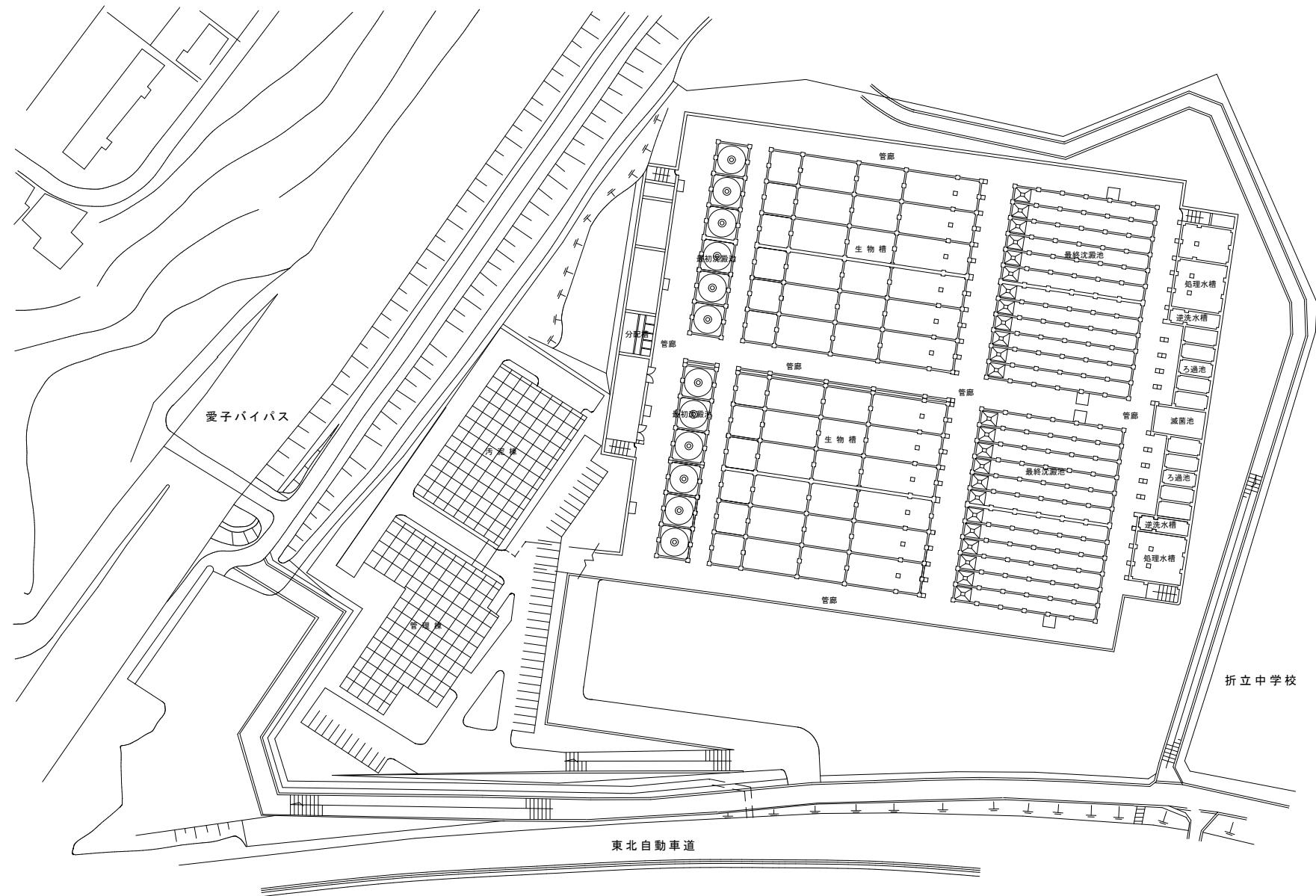
区分	名称	単位	数量	形式・規格
電気設備	柱上気中負荷開閉器	台	1	屋外設置, 7.2kV, 300A
	引込盤	面	1	屋内自立形
	受電盤	面	1	屋内自立形
	ZPCPT/終沈電気室き電盤(2)	面	1	屋内自立形
	汚泥棟/初沈電気室き電盤	面	1	屋内自立形
	自家発切換/終沈電気室き電盤(1)	面	1	屋内自立形
	200V照明変圧器・動力変圧器1次盤	面	1	屋内自立形
	200V動力変圧器動力主幹盤	面	1	屋内自立形, 3φ 100kVA, 6.6kV/210V
	200V/100V照明変圧器照明主幹盤	面	1	屋内自立形, 1φ 75kVA, 6.6kV/210-105V
	アクティブフィルター盤	面	2	屋内自立形
	No.1,2コンデンサ盤	面	1	屋内自立形
	No.3コンデンサ盤/No.4コンデンサ盤	面	1	屋内自立形
	No.1蓄電池盤	面	2	屋内自立形, 自家発用
	No.1発電機	基	1	3φ 750kVA, 6.6kV 原動機:ガスタービン, 出力:900PS 燃料:A重油, 地下タンク容量:10,000L, 小出槽付
	No.1発電機盤	面	1	屋内自立形
	自家発補機C/C	面	1	屋内自立形
	蓄電池盤	面	4	屋内自立形
	整流器盤	面	3	屋内自立形
	インバータ盤	面	1	屋内自立形, 無停電電源装置用
	管理棟SQC/DDC	面	1	屋内自立形
	受変電自家発インターフェース盤	面	1	屋内自立形
	ガス検知警報盤	面	1	屋内自立形
	気象計器盤	面	1	屋内自立形
	制御電源分電盤	面	1	屋内自立形
	場外設備コントローラ盤	面	2	屋内自立形
	Web監視装置	式	1	デスク形
	データサーバ	式	1	屋内自立形
	帳票サーバ	式	1	コントロールデスク形
	統合コントローラ	式	1	屋内自立形
	GWコントローラ	面	1	屋内自立形
	ITV制御盤	面	1	屋内自立形
	ITV操作卓	基	1	コントロールデスク形
	LCD監視制御装置	台	3	コントロールデスク形
	LCD大型ディスプレイ	台	1	65V型
水処理棟(初沈)	No.1受電盤	面	1	屋内自立形
	母線連絡盤	面	1	屋内自立形
	No.1送風機き電盤	面	1	屋内自立形
	No.1 400V動力変圧器1次盤	面	1	屋内自立形
	No.1 200V動力変圧器1次盤	面	1	屋内自立形
	No.2 200V動力変圧器1次盤	面	1	屋内自立形
	No.1 400V動力変圧器盤	面	1	屋内自立形, 3φ 500kVA, 6.6kV/420V
	No.2 400V動力変圧器盤	面	1	屋内自立形, 3φ 500kVA, 6.6kV/420V
	200V動力変圧器盤	面	1	屋内自立形, 3φ 150kVA, 6.6kV/210V
	No.2 200V動力変圧器盤	面	1	屋内自立形, 3φ 200kVA, 6.6kV/210V

広瀬川浄化センター 主要設備一覧表

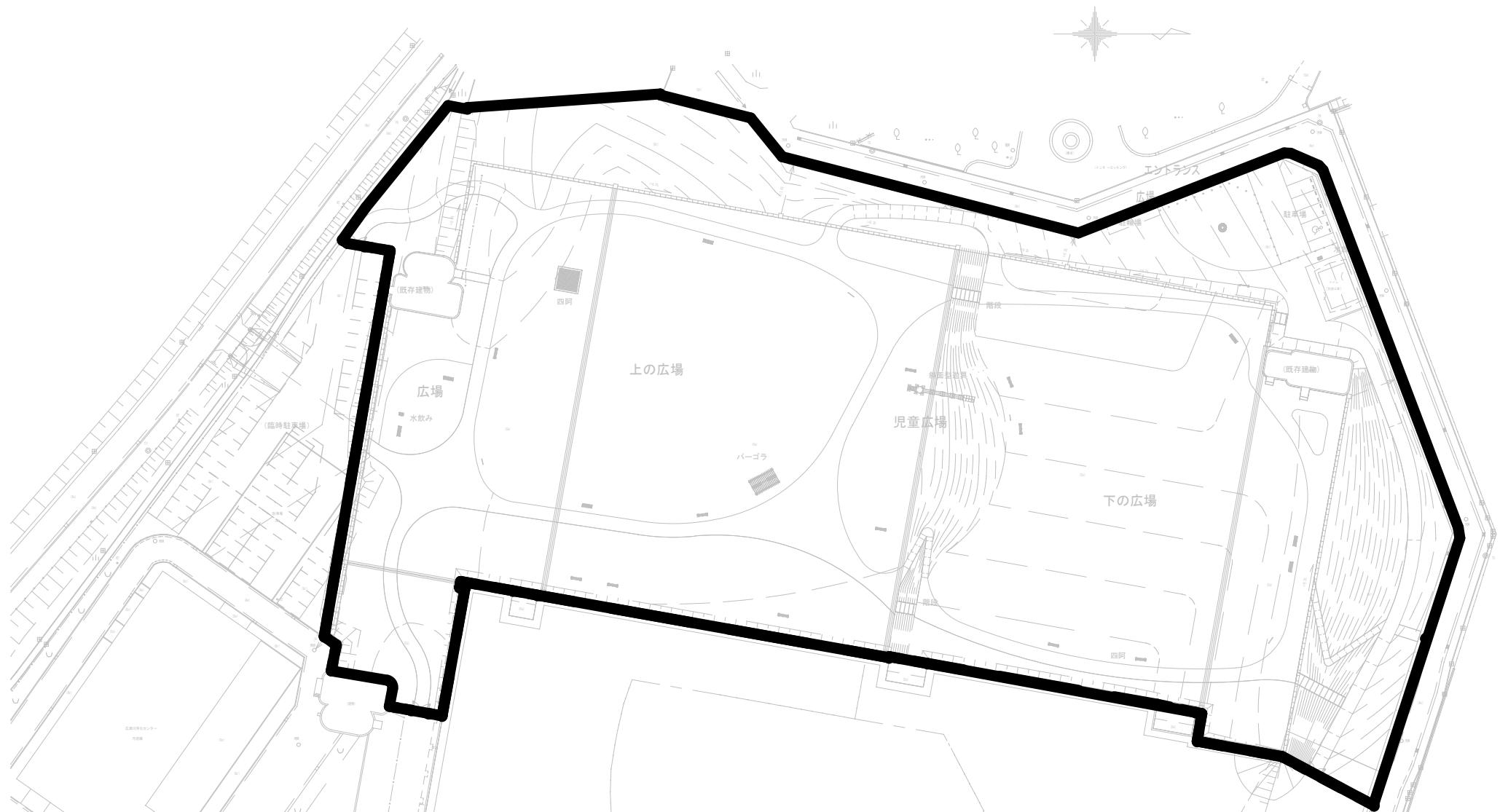
区分	名称	単位	数量	形式・規格
水処理棟 (初沈)	No. 1動力主幹盤	面	1	屋内自立形, 1φ 30kVA, 420V/210V
	No. 2動力主幹盤	面	1	屋内自立形, 1φ 75kVA, 420V/210V
	蓄電池盤	面	1	屋内自立形
	インバータ盤	面	1	屋内自立形, 無停電電源装置用
	初沈電気室SQC/DDC	面	2	屋内自立形
	初沈受変電インターフェース盤	面	1	屋内自立形
	1, 2系初沈・生物処理インターフェース盤	面	4	屋内自立形
	送風機インターフェース盤	面	1	屋内自立形
	送風機設備C/C	面	3	屋内自立形
	1, 2系初沈設備C/C	面	5	屋内自立形
	1系生物処理設備C/C	面	3	屋内自立形
	2系生物処理設備C/C	面	3	屋内自立形
	送風機設備RY盤	面	2	屋内自立形
	1, 2系初沈設備RY盤	面	1	屋内自立形
	1, 2系初沈設備RY盤	面	3	屋内自立形
	1系生物処理設備RY盤	面	2	屋内自立形
	2系生物処理設備RY盤	面	2	屋内自立形
	水中曝気機VVVF盤	面	12	屋内自立形
電気設備	商用受電盤	面	1	屋内自立形
	母線連絡盤/No. 1 400V動力変圧器1次盤	面	1	屋内自立形
	No. 2 400V動力変圧器1次盤	面	1	屋内自立形
	No. 1 400V動力変圧器盤	面	1	屋内自立形, 3φ 400kVA, 6.6kV/420V
	No. 2 400V動力変圧器盤	面	1	屋内自立形, 3φ 750kVA, 6.6kV/420V
	No. 1 400V動力主幹盤	面	1	屋内自立形
	No. 2 400V動力主幹盤	面	1	屋内自立形
	蓄電池盤	面	2	屋内自立形
	インバータ盤	面	1	屋内自立形, 無停電電源装置用
	終沈電気室SQC/DDC	面	2	屋内自立形
	1, 2系終沈・用水滅菌インターフェース盤	面	3	屋内自立形
	1, 2系終沈受変電インターフェース盤	面	1	屋内自立形
	1, 2系終沈設備C/C	面	6	屋内自立形
	1, 2系用水・滅菌設備C/C	面	7	屋内自立形
汚泥棟	1, 2系終沈設備RY盤	面	4	屋内自立形
	1, 2系用水・滅菌設備RY盤	面	5	屋内自立形
	返送汚泥ポンプVVVF盤	面	3	屋内自立形
	商用受電盤	面	1	屋内自立形
	母線連絡盤/No. 1 400V動力変圧器1次盤	面	1	屋内自立形
	No. 2 400V動力変圧器1次盤	面	1	屋内自立形
	No. 1 400V動力変圧器盤	面	1	屋内自立形, 3φ 300kVA, 6.6kV/420V
	No. 2 400V動力変圧器盤	面	1	屋内自立形, 3φ 300kVA, 6.6kV/420V
	No. 1動力主幹盤	面	1	屋内自立形, 1φ 20kVA, 420V/210-105V
	No. 2動力主幹盤	面	1	屋内自立形, 3φ 50kVA, 420V/210V
	200V動力主幹盤	面	1	屋内自立形, 3φ 50kVA, 420V/210V
	蓄電池盤	面	1	屋内自立形
	インバータ盤	面	1	屋内自立形, 無停電電源装置用
	汚泥棟SQC/DDC	面	2	屋内自立形

広瀬川浄化センター 主要設備一覧表

区分	名称	単位	数量	形式・規格
電気設備	沈砂池・主ポンプSQC/DDC	面	1	屋内自立形
	汚泥棟受変電インターフェース盤	面	1	屋内自立形
	沈砂池・主ポンプインターフェース盤	面	2	屋内自立形
	濃縮脱水インターフェース盤	面	2	屋内自立形
	沈砂池設備C/C	面	4	屋内自立形
	主ポンプ設備C/C	面	4	屋内自立形
	No. 1, 2汚泥濃縮設備C/C	面	4	屋内自立形
	No. 1, 2汚泥脱水設備C/C	面	5	屋内自立形
	No. 3~4汚泥脱水設備C/C	面	1	屋内自立形
	沈砂池設備RY盤	面	3	屋内自立形
	主ポンプ設備RY盤	面	2	屋内自立形
	No. 1, 2汚泥濃縮設備RY盤	面	3	屋内自立形
	No. 1, 2汚泥脱水設備RY盤	面	4	屋内自立形
	No. 3~4汚泥脱水設備RY盤	面	1	屋内自立形
その他	主ポンプVVVF盤	面	2	屋内自立形
	原汚泥供給ポンプVVVF盤	面	1	屋内自立形
	汚泥供給ポンプVVVF盤	面	3	屋内自立形
	計装設備	式	1	計装フローシート参照
	現場操作盤・制御盤	式	1	
	作業用電源盤	式	1	
建築設備	建築機械設備	換気設備	式	1
		空気調和設備	式	1
		給排水衛生設備	式	1
		特殊ガス設備	式	1
		その他の建築機械設備	式	1
	建築電気設備	電灯設備	式	1
		動力コンセント設備	式	1
		電話設備	式	1
		自動火災報知設備	式	1



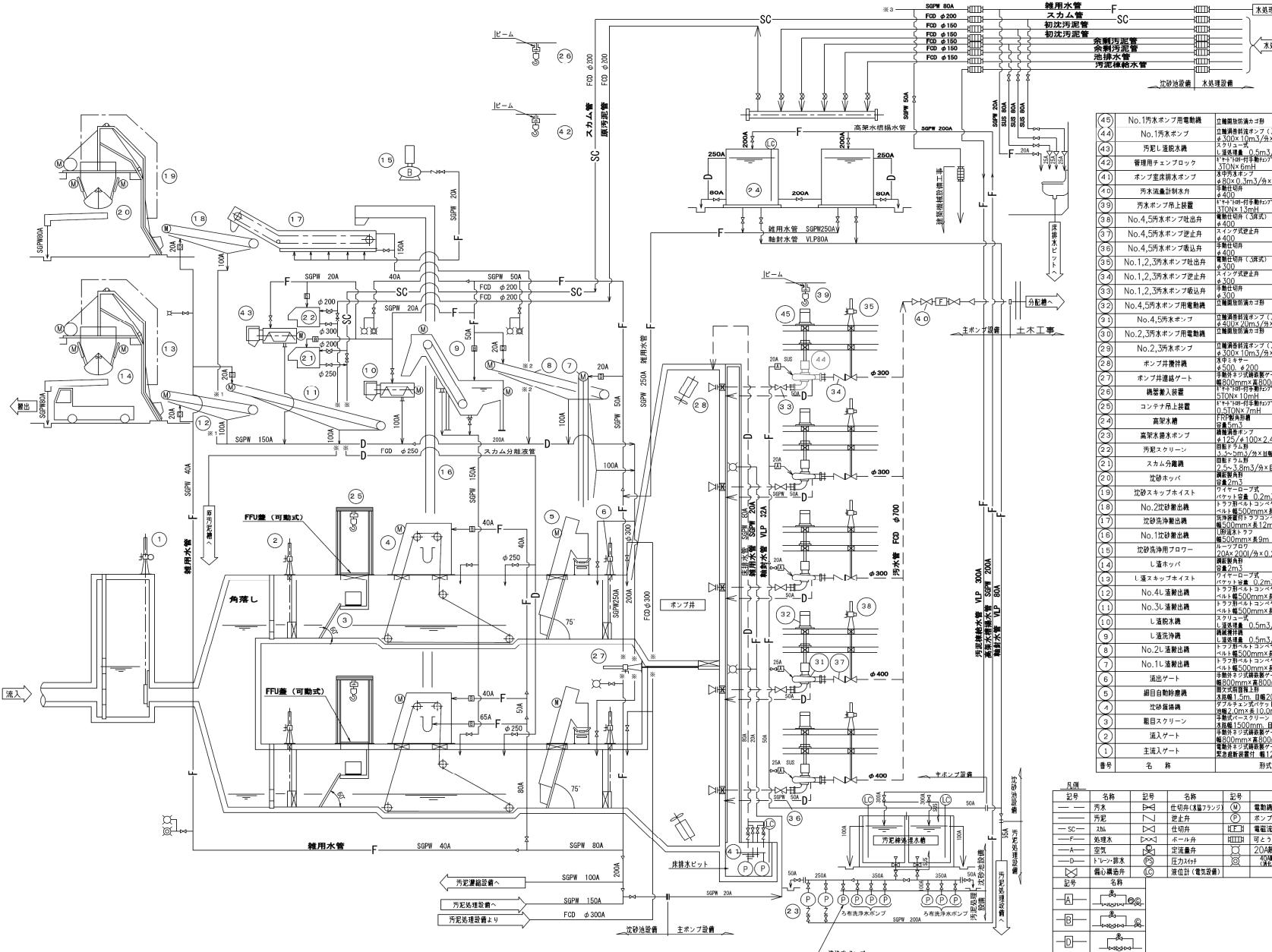
広瀬川浄化センター 全体平面図



※屋上広場は太線で囲まれた敷地を指す

広瀬川浄化センター屋上広場 全体平面図

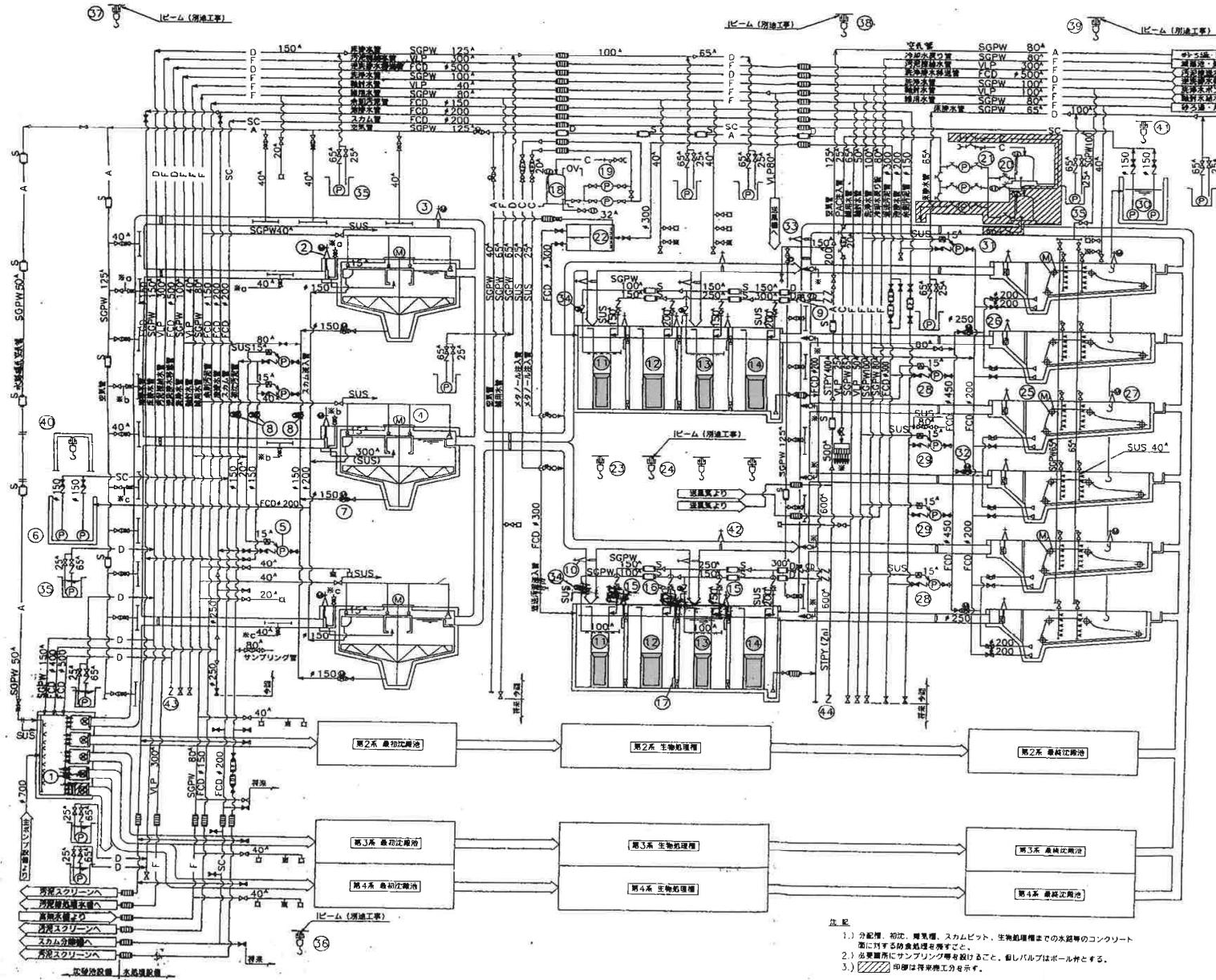
## 沈砂池・ポンプ設備フロー



番号	名 称	形 状	出 力	台 数	備 考
④⑤	No.1汚水ポンプ用電動機	立溝開閉箱内ガロブ	30.0	1	
④④	No.1汚水ポンプ	立溝清掃用ポンプ (3頭式) φ100mm/3m <sup>3</sup> /h×11m	—	1	
④③	泥石流洗浄機	リバーフラッシュ	3.7	1	
④②	管理用チキンプロック	リバーフラッシュ (3頭式) 3TON/6ch	+0.4	1	
④①	ポンス立溝洗浄機	木造立溝ポンプ φ100mm/3.0m <sup>3</sup> /分×15m	3.7	2(1)	
④⑨	汚水汎用ポンプ	手動ポンプ φ100mm/3m <sup>3</sup> /h×11m	—	2	
④⑨	汚水ポンプ用工具	手動ポンプ用工具 STONE 13m <sup>3</sup>	—	1	
④⑧	No.4.5汚水ポンプ立溝	電動ポンプ用工具 (頭式)	0.75	2(1)	
④⑦	No.4.5汚水ポンプ止逆弁	スイッチ式止逆弁 φ400	—	2(1)	
④⑥	No.4.5汚水ポンプ底込弁	手動止逆弁 φ400	—	2	
④⑤	No.1.2.3汚水ポンプ出糞	電動ポンプ用工具 (3頭式)	0.4	3	No.1汚水ポンプ底込弁のみ付
④④	No.1.2.3汚水ポンプ止逆弁	スイッチ式止逆弁 φ300	—	3	No.1汚水ポンプ底込弁のみ付
④③	No.1.2.3汚水ポンプ底込弁	手動止逆弁 φ300	—	3	
④②	No.4.5汚水ポンプ用電動機	立溝清掃用ポンプ (5頭式) φ100mm/20m <sup>3</sup> /h×11m	55.0	2(1)	
④①	No.4.5汚水ポンプ	立溝清掃用ポンプ (5頭式) φ100mm/20m <sup>3</sup> /h×11m	—	2(1)	
④⑩	No.2.3汚水ポンプ	電動ポンプ用工具 (3頭式)	30.0	2	
④⑨	No.2.3汚水ポンプ	立溝清掃用ポンプ (3頭式) φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×11m	—	2	
④⑧	ポンプ接続用工具	φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×200	5.0	1	
④⑦	ポンプ接続用工具	φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×200	2.0	1	
④⑥	ポンプ接続用グート	手動ポンプ用工具 (2頭式) φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×200	—	1	
④⑤	機器搬入装置	リバーフラッシュ (3頭式) 5TON/10m <sup>3</sup>	—	1	
④④	コントラ用上部装置	リバーフラッシュ (3頭式) 0.5TON/7m <sup>3</sup>	—	1	
④③	高架水槽	FPT用高架水槽	—	2	
④②	高架水槽用ポンプ	高架水槽用ポンプ φ125/4/100×2.4m <sup>3</sup> /分×33m	22.0	2(1)	
④①	汚水クリーナー	φ150mm/5m <sup>3</sup> /h×100mm	1.5	1	
④⑩	スカルプ洗浄機	回転式洗浄機 φ150mm/5m <sup>3</sup> /h×100mm	0.75	1	
④⑨	洗砂ホッパ	洗砂用洗浄機 φ120mm/2m <sup>3</sup>	0.75	1	
④⑧	立溝クリッカーキット	リバーフラッシュ バッフル板 0.2m <sup>3</sup> ×8.5m <sup>3</sup>	3.7	1	
④⑦	No.2.20汎用ポンプ	トラバーベット式ポンプ φ100mm/20m <sup>3</sup> /h×5.5m	1.5	1	
④⑥	立砂洗浄機出糞	立砂洗浄機用工具 φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×12m	1.5	1	
④⑤	No.1汎用ポンプ	トラバーベット式ポンプ φ100mm/8m <sup>3</sup> /h×9m	—	1	
④④	汎用洗浄用プロワー	ループ式プロワー φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×0.2kg/cm <sup>2</sup>	0.4	1	
④③	し瀧ホッパ	洗砂用洗浄機 φ120mm/2m <sup>3</sup>	0.75	1	
④②	立溝クリッカーキット	リバーフラッシュ バッフル板 0.2m <sup>3</sup> ×8.5m <sup>3</sup>	2.2	1	
④①	No.4.1汎用ポンプ	トラバーベット式ポンプ φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×5.5m	1.5	1	
④⑩	No.3.3汎用ポンプ	トラバーベット式ポンプ φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×11.7m	1.5	1	
④⑨	し瀧洗浄機	し瀧洗浄機 φ100mm/5m <sup>3</sup> /h	3.7	1	
④⑧	立溝洗浄機	立溝洗浄機 φ100mm/5m <sup>3</sup> /h	2.2	1	
④⑦	No.2.1汎用ポンプ	トラバーベット式ポンプ φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×5.5m	1.5	1	
④⑥	No.1.1汎用ポンプ	トラバーベット式ポンプ φ100mm/8m <sup>3</sup> /h×7.0m	1.5	1	
④⑤	流水グート	手動ポンプ用工具 (2頭式) φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×300mm	—	2	
④④	組目自動販売機	水栓柱 1.5m/100mm	1.5	2	
④③	立砂洗浄機	立砂洗浄機 φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×10.0m <sup>3</sup>	1.5	2	
④②	組目クリーン	手動ポンプ (バッフル) φ100mm/10m <sup>3</sup> /h×150mm	—	2	
④①	流水グート	手動ポンプ用工具 (2頭式) φ100mm/8m <sup>3</sup> /h×800mm	—	2	
④⑩	主洗いグート	電動ポンプ用工具 (3頭式) φ100mm/125m <sup>3</sup> /h×1500mm	2.2	1	

凡例		記号		記号		記号		記号	
	名称		記号		名称		記号		名称
—	污水	▲	仕切栓(流量フランジ)	(U)	電動馬達				
—	汚泥	△	逆止弁	(P)	ポンプ				
—SC	雨水	▲	仕切弁	(H)	電動流量計(電気式)				
—F	処理水	▲	ホールド弁	(H)	可逆式ポンプ				
—A	空気	▲	定流速弁	(H)	20A水栓				
—D	トレーナー水	○	圧力メーター	(P)	40A水栓				
△	雨水収集器	(C)	液位計(電気式)		40A水栓				
記号	名称								
[A]		△							
[B]		△							
[C]		△							
[D]		△							

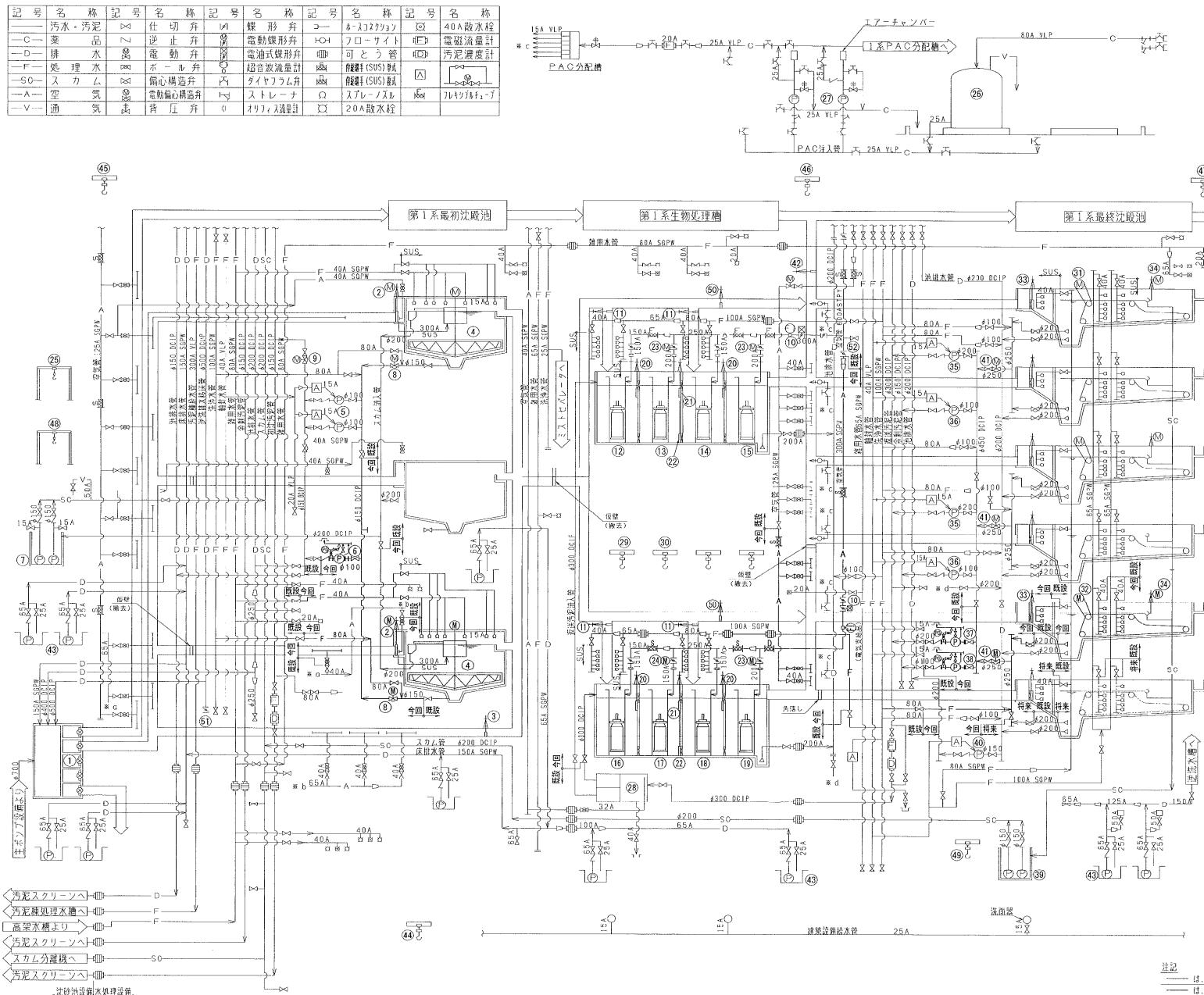
## 1 系水処理設備フロー



注記

- 1.) 分配槽、初沈、曝気槽、スカムビット、生物処理槽までの水路等のコンクリートに対する防食処理を施すごと。
- 2.) 必要箇所にサンプリング等穴を設けること。但しバルブはボール弁とする。
- 3.)  印押は捺用捺印を示す。

## 2 系水処理設備フロー

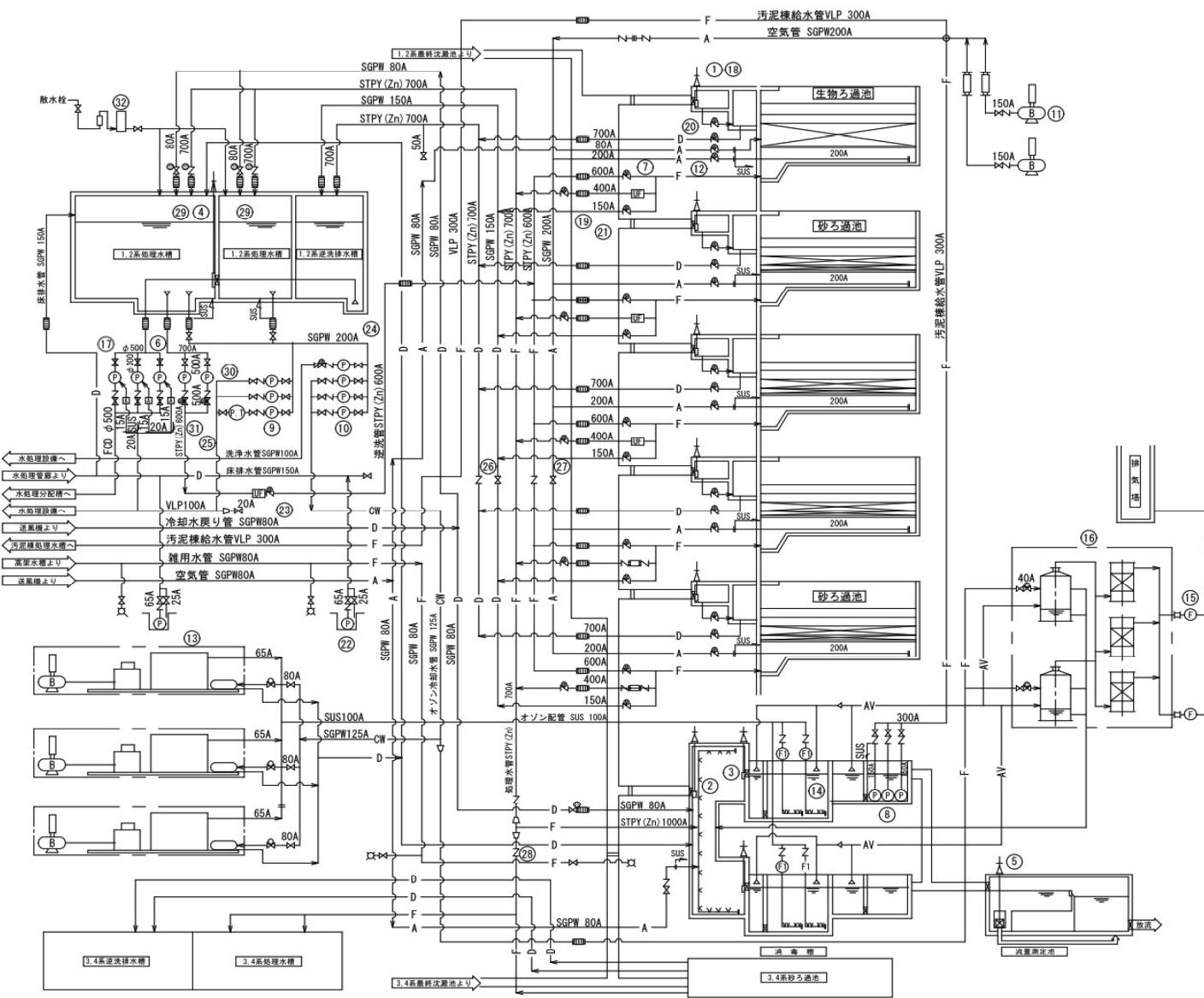


52	送風管連絡弁	手動バタフライ弁 $\phi 600$	2	2	-
51	送風管連絡管絞糸	手動バタフライ弁 $\phi 500$	1	1	-
50	生物活性壁/バイオフィルム	半自動不織布吸盤クリーナー 幅3.0m×高さ5.0m	4	3	1
49	絞糸カムポンプ上部蓋	10W×4.5m 10W×4.5m	2	2	-
48	絞糸カムポンプ上部蓋	10W×4.5m 10W×4.5m	2	2	-
47	機器搬入装置 (D)	3TON×12m 3TON×12m	1	1	-
46	機器搬入装置 (C)	1.0ドア×1.0手荷物チャックロック	1	1	-
45	機器搬入装置 (B)	1.0ドア×1.0手荷物チャックロック	1	1	-
44	機器搬入装置 (A)	1.0TON×10m 1.0TON×10m	1	1	-
43	管廊床排水ポンプ	水中汚水ポンプ 手動バタフライ弁 手動バタフライ弁吸盤クリーナー 幅3.0m×高さ6.0m	21	21	-
42	絞糸ババスクレート	半自動不織布吸盤クリーナー 幅4.0m×高さ6.0m	2	2	-
41	終沈汚泥引抜弁	椭動弁/横管式 φ250 x 0.2m	6	5	1
40	池排水ポンプ	電動吸い上げポンプ φ100 x 3.0m 10m 18kg	2	2	-
39	終沈カムスリポンプ	吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ	4(2)	4(2)	*
38	余剰汚泥ポンプ (2)	10W x 0.9m 10W x 0.9m	1	1	-
37	送風汚泥ポンプ (2)	0.20W x 4.5m 0.20W x 4.5m	1	1	VVVVF
36	余剰汚泥ポンプ (1)	0.10W x 0.9m 11.5kg 11.5kg	5(1)	5(1)	-
35	送風汚泥ポンプ (1)	0.20W x 4.5m 11.5kg	5	5	VVVVF
34	終沈カムスリマー	電動バタフライ (2台を1基) 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ	6	5	1
33	終沈汲み入れ	吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ	12	10	1
32	終沈汚泥ポンプ (2)	チャックラバティ式 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ	2	1	-
31	終沈汚泥攜帯機 (1)	チャックラバティ式 (2台を1基) 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ	4	4	-
30	好気式エアーレア化装置	電動バタフライ/浮遊物吸い上げポンプ	4	2	-
29	嫌気式エアーレア化装置	電動バタフライ/浮遊物吸い上げポンプ 3TON x 6m	4	2	-
28	送風汚泥分配槽	吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ	2	2	-
27	PACの注入ポンプ	ダイヤラバ式 φ50 X 1.1レシ 3.5kg/cm <sup>2</sup> 0.4kw	2(1)	2(1)	-
26	PAC射管	F RP管内径 6.0m	1	1	-
25	電動リフト	電動ホースリフト 200kg x 12m 4.25kw	1	1	-
24	好気式エアーレア化空気弁	電動バタフライ弁 150A 0.2kw	1	-	1
23	好気式エアーレア化空気弁	電動バタフライ弁 150A 0.2kw	7	6	1
22	排水ゲート	手動ネジ式吸盤クリーナー 幅150mm x 高さ150mm	4	3	1
21	越流可動堰	手動ネジ式吸盤クリーナー 幅150mm x 高さ150mm	4	3	1
20	循環水可動堰	手動ネジ式吸盤クリーナー 幅150mm x 高さ150mm	8	6	2
19	第2好気式エアーレア (2)	手動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅15.4m x 高さ8.0m	1	-	VVVVF 放置 水深5m
18	第2好気式エアーレア (1)	手動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅15.4m x 高さ8.0m	1	-	VVVVF 放置 水深5m
17	第1好気式エアーレア (2)	手動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅15.4m x 高さ8.0m	1	-	VVVVF 放置 水深5m
16	第1好気式エアーレア (2)	手動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅15.4m x 高さ8.0m	1	-	VVVVF 放置 水深5m
15	第2好気式エアーレア (1)	手動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅15.4m x 高さ8.0m	3	3	-
14	定速式エアーレア (1)	手動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅14.5m x 高さ8.0m	3	3	-
13	水槽式水質監視 (3台)	水槽式水質監視 幅14.5m x 高さ8.0m	3	3	VVVVF 放置 水深5m
12	第1好気式エアーレア (1)	手動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅14.5m x 高さ8.0m	3	3	VVVVF 放置 水深5m
11	循環水エアーレア (1)	手動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅14.5m x 高さ8.0m	3	3	VVVVF 放置 水深5m
10	生物活性循流可動堰	手動ネジ式吸盤クリーナー 幅300mm x 高さ50mm	8	6	2
9	風量調節弁	電動バタフライ弁 100mm x 0.04kw	4	3	1
8	初沈汚泥切替弁	椭動弁/横管式 φ100 x 0.2kw	4	4	-
7	初沈カムスリップ	電動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅15.4m x 高さ8.0m	4(2)	4(2)	-
6	初沈汚泥ポンプ (2)	手動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅100 x 0.9m x 10m 5.5kw	1	-	5(2)
5	初沈汚泥ポンプ (1)	手動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅100 x 0.9m x 10m 5.5kw	5(2)	5(2)	-
4	初沈汚泥攜帯機	中央駆動移動式 幅4.5m x 高さ2.5m 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅400mm x 高さ600mm 0.4kw	5	4	-
3	初沈ババスクレート	電動バタフライ 吸盤スクリュー/浮遊物吸い上げポンプ 幅400mm x 高さ600mm 0.4kw	2	2	-
2	初沈汚泥流入可動堰	電動ネジ式吸盤クリーナー 幅1000mm x 高さ50mm	5	4	-
1	分配可動堰	手動ネジ式吸盤クリーナー 幅1000mm x 高さ50mm	5	4	-

#### 終済スカラボンブの長壽化を行う

注記

## ろ過設備フロー



番号	名 称	形 式	出 力	数 量	備 考
32	次垂鉛注入装置	面積佐希剤充填式形 流量計付	—	1	
31	ろ過逆洗ポンプ逆止弁	スイング式 φ500mm	—	2	
30	ろ過逆洗ポンプ吸込弁	外ネジ式手動仕切弁 φ500mm	—	2	
29	処理水槽流入切替弁	手動バタフライ弁 φ700mm	—	2	
28	滅菌池流入管連絡弁	手動バタフライ弁 φ700mm	—	2	
27	ろ過逆洗排水管連絡弁	手動バタフライ弁 φ700mm	—	1	
26	ろ過逆洗排水管連絡弁	手動バタフライ弁 φ700mm	—	1	
25	ろ過逆洗ポンプ吐出弁	外ネジ式手動仕切弁 φ500mm	1.5	2	
24	ろ過逆洗水ポンプ	軸取扱済みポンプ φ300mm×1.0m×40m	11.0	1	
23	ろ過逆洗流量調節弁	電動バタフライ弁 φ600mm	0.4	1	
22	管床排水ポンプ	水中汚水ポンプ φ65×3.6m <sup>3</sup> ·min×10m	1.5	2	
21	ろ過排水弁	電動バタフライ弁 φ400mm	0.2	5	
20	ろ過逆洗排水弁	電動バタフライ弁 φ400mm	0.75	3	
19	ろ過処理水弁	電動バタフライ弁 φ400mm	0.2	5	
18	ろ過原水流入弁	電動バタフライ弁 φ400mm	0.2	5	
17	ろ過逆洗排水ポンプ	片吸込3寸半ポンプ φ300×φ250×9m <sup>3</sup> ·min×13m	37	3	No.3のみ対象
16	排オゾン吸引装置	200m <sup>3</sup> /h	6.0	2	
15	排オゾン吸引ファン	FPRダスター・ボロワー 400m <sup>3</sup> /h×500Pa	3.7	2	
14	オゾン吹込装置	散気筒固定式	—	2槽分	
13	オゾン発生装置	水冷離脱充電式 φ150×φ150×90mm	約70	2	
12	ろ過空洗弁	電動バタフライ弁 φ200mm	0.2	3	
11	ろ過空洗プロワ	ルーツプロワ φ200×φ150×250m <sup>3</sup> ·min×3500Pa	30.0	2	
10	オゾン冷却水ポンプ	軸取扱済みポンプ φ100×φ165×60mm×10m	5.5	2	
9	機械用水給水装置	巨カタクシ付自動給水装置 φ65×φ5.3m <sup>3</sup> ·min×1.0kg/m <sup>3</sup>	3.7	1	
8	汚泥棊送水ポンプ	ステンレス製ポンプ φ150×3.0m <sup>3</sup> ·min×12m	11	2	
7	ろ過逆洗水弁	電動バタフライ弁 φ600mm	0.4	3	
6	ろ過逆洗ポンプ	両吸込両送ポンプ φ500×φ500×35m <sup>3</sup> ·min×8m	75.0	2	
5	放流バイパスゲート	手動外ネジ式錐形ゲート φ600mm×高600mm	—	1	
4	処理水槽連絡ゲート	手動外ネジ式錐形ゲート φ600mm×高600mm	—	1	
3	滅菌池流入ゲート	手動外ネジ式SUSゲート 幅150mm×高700mm	—	2	
2	ろ過バイパスゲート	手動外ネジ式錐形ゲート φ600mm×高600mm	—	1	
1	ろ過池流入可動堰	手動外ネジ式錐形可動堰 幅600mm×高600mm	—	5	